

浜田市告示第 68 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項前段の規定により会計管理者をして出納員に委任させた次の表の中欄に掲げる業務を、当該職員をして同表の右欄に掲げる者に委任させたので、同項後段の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

区分	委任の対象となった事務	委任を受けた者
現金取扱員	旭公園において行う現金 取扱事務	スポーツ振興課 会計年度任用事務員